

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

【本則関係】

○ 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）	1
------------------------------	---

【附則関係】

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）（附則第五条関係）	16
○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（附則第六条関係）	17
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第七条関係）	18

○ 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条） 第二章 基本指針（第二条） 第三章 円滑な警戒避難の確保 第一節 警戒避難体制の整備等（第三条―第十一条） 第二節 情報の伝達等（第十二条） 第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等（第十三条―第二十八条） 第五章 調査及び研究その他の措置（第二十九条―第三十一条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民、登山者その他の者（以下「住民等」という。）の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。	（新設） （目的） 第一条 この法律は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

第二章 基本指針

(新設)

第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策（火山の爆発その他の火山現象により生ずる被害を防除し、又は軽減するための対策をいう。以下同じ。）の総合的な推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

(新設)

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 活動火山対策の推進に関する基本的な事項

二 次条第一項の規定による火山災害警戒地域の指定、第十三条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定及び第二十三条第一項の規定による降灰防除地域の指定について指針となるべき事項

三 第十四条第一項の規定による避難施設緊急整備計画の作成並びに第十九条第一項から第三項までの規定による防災営農施設整備計画、防災林業経営施設整備計画及び防災漁業経営施設整備計画の作成について指針となるべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、活動火山対策の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央防災会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

第三章 円滑な警戒避難の確保

(新設)

第一節 警戒避難体制の整備等

(新設)

(火山災害警戒地域)

第三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該指定に係る警戒地域を公示しなければならぬ。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、内閣府令で定めるところにより、関係都道府県知事及び関係市町村長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならぬ。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の変更又は解除について準用する。

(火山防災協議会)

第四条 前条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会(以下「火山防災協議会」という。)を組織するものとする。

2 火山防災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県の知事及び当該市町村の長

(新設)

(新設)

- 二 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長若しくは地方気象台長又はその指名する職員
- 三 警戒地域の全部若しくは一部を管轄する地方整備局長若しくは北海道開発局長又はその指名する職員
- 四 警戒地域の全部若しくは一部を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 五 警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 六 当該市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
- 七 火山現象に関し学識経験を有する者
- 八 観光関係団体その他の当該道府県及び市町村が必要と認める者
- 三 火山防災協議会において協議が調った事項については、火山防災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 四 前三項に定めるもののほか、火山防災協議会の運営に関し必要な事項は、火山防災協議会が定める。

（都道府県地域防災計画に定めるべき事項等）

- 第五条 都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。
- 一 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - 二 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）又は市町村防災会議の協議会（同法第十七条第一項の

（新設）

市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。）が次
条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十条第二項において準
用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項
三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調
整に関する事項
四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人
的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
2 都道府県防災会議は、前項の規定により都道府県地域防災計画におい
て同項各号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、火山防
災協議会の意見を聴かなければならない。当該事項を変更しようとする
ときも、同様とする。

（新設）

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第六条 市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定が
あつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項
の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ご
とに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる事項
- 二 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための
措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項
- 三 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事
項
- 四 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う
火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項
- 五 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設
を利用してゐる者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認め
られるものに限る。）がある場合にあつては、これらの施設の名称及
び所在地

イ 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの

ロ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの

六 救助に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第五号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、火山現象の発生時における同号の施設を利用しての者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として同項第五号の施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めなければならない。

3 前条第二項の規定は、市町村防災会議が第一項の規定により市町村地域防災計画において同項各号に掲げる事項を定め、又は変更しようとする場合について準用する。

(住民等に対する周知のための措置)

第七条 警戒地域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、火山現象の発生及び推移に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(避難確保計画の作成等)

第八条 第六条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「避難促進施

(新設)

(新設)

「設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成しなければならない。

2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。当該避難確保計画を変更したときも、同様とする。

3 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

4 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

5 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第三項の避難訓練に参加しなければならない。

6 避難促進施設の所有者又は管理者は、第三項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

（警戒地域以外の地域における警戒避難体制の整備）

第九条 火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域（警戒地域に該当する地域を除く。以下この条において「準警戒地域」という。）をその区域に含む都道府県の都道府県防災会議及び準警戒地域をその区域に含む市町村の市町村防災会議は、それぞれ都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画において、火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他準

（新設）

警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。

(新設)

(都道府県防災会議の協議会等が設置されている場合の準用)

第十条 第五条及び前条の規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため同項の都道府県防災会議の協議会(第三十条第三項において単に「都道府県防災会議の協議会」という。)が設置されている場合について準用する。この場合において、第五条第一項中「都道府県防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項の都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十七条第一項の都道府県防災会議の協議会」と、「都道府県地域防災計画(同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画(同法第四十三条第一項の都道府県相互間地域防災計画」と、同条第二項及び前条中「都道府県防災会議」とあるのは「都道府県防災会議の協議会」と、「都道府県地域防災計画」とあるのは「都道府県相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

2 | 第六条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により火山の爆発による人的災害の防止又は軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第六条第一項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会(災害対策基本法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。)」と、「市町村地域防災計画(災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画(同法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画」と、同条第二項及び第三項並びに前条中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、第六条第二項及び第三項、第七条、第八条第一項

並びに前条中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（登山者等に関する情報の把握等）

第十一条 地方公共団体は、火山現象の発生時における登山者その他の火山に立ち入る者（以下この条において「登山者等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山者等に関する情報の把握に努めなければならない。

2 登山者等は、その立ち入ろうとする火山の爆発のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保その他の火山現象の発生時における円滑かつ迅速な避難のために必要な手段を講ずるよう努めるものとする。

第二節 情報の伝達等

第十二条 気象庁長官は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山の爆発から住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通報を受けたときは、地域防災計画（災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。次項において同じ。）の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに對してとるべき措置について、関係のある指定地方行政機関（同条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。）の長、指定地方公共機関（同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。）、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民、登山者その他関係

（新設）

（新設）

（新設）

のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民、登山者その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

第四章 避難施設の整備その他の事業の実施等

(避難施設緊急整備地域の指定等)

第十三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

(避難施設緊急整備計画)

第十四条 前条第一項の規定による避難施設緊急整備地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、基本指針に基づき、当該避難施設緊急整備地域について、住民等の速やかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画（以下「避難施設緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(新設)

(避難施設緊急整備地域の指定等)

第二条 内閣総理大臣は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定しようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、避難施設緊急整備地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(避難施設緊急整備計画)

第三条 避難施設緊急整備地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該避難施設緊急整備地域について、住民等のすみやかな避難のために必要な施設を緊急に整備するための計画（以下「避難施設緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 都道府県知事は、避難施設緊急整備計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

3 (略)

4 前三項の規定は、避難施設緊急整備計画の変更について準用する。

第十五条（略）

（防災営農施設整備計画等）

第十九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（第四項において「防災営農施設整備計画」という。）を作成することができる。

2 都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該林産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（第四項において「防災林業経営施設整備計画」という。）を作成することができる。

3 都道府県知事は、基本指針に基づき、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（次項において「防災漁業経営施設整備計画」という。）を作成することができる。

4（略）

第二十条（略）

（被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置）

第二十一条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺

4 前三項の規定は、避難施設緊急整備計画を変更する場合について準用する。

第四条（略）

（防災営農施設整備計画等）

第八条 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（以下この条において「防災営農施設整備計画」という。）を作成することができる。

2 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該林産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（以下この条において「防災林業経営施設整備計画」という。）を作成することができる。

3 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該養殖中の水産動植物又は水産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（以下この条において「防災漁業経営施設整備計画」という。）を作成することができる。

4（略）

第九条（略）

（被害農林漁業者に対する資金の融通に関する措置）

第十条 国及び地方公共団体は、避難施設緊急整備地域及びその周辺の地

の地域において火山の爆発により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(降灰除去事業)

第二十二條 (略)

2 第十八条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける事業につき市町村が必要とする経費について準用する。

(降灰防除地域の指定等)

第二十三條 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域を降灰防除地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 第三条第三項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

第二十四條、第二十八條 (略)

第五章 調査及び研究その他の措置

第二十九條 (略)

(火山現象の研究観測体制の整備等)

第三十條 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備、大学その他の研究機関相互間の連携の強化並びに火山

域において火山の爆発により農林水産物等に被害を受けた農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の融通が円滑に行なわれるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(降灰除去事業)

第十一條 (略)

2 前項の規定の適用を受ける事業につき市町村が必要とする経費については、第七条第一項の規定を準用する。

(降灰防除地域の指定等)

第十二條 内閣総理大臣は、火山の爆発に伴う降灰により住民の日常生活に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがある地域で、当該支障を防止し、又は軽減するための施設等を整備する必要がある地域を降灰防除地域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、降灰防除地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 降灰防除地域の指定については、第二条第三項の規定を準用する。

第十三條、第十七條 (略)

(新設)

第十八條 (略)

(火山現象の研究観測体制の整備)

第十九條 国及び地方公共団体は、火山現象の研究及び観測のための施設及び組織の整備に努めなければならない。

現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保に努めなければならぬ。

2 (略)

3 火山の爆発により住民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域を含む都道府県の都道府県防災会議又は都道府県防災会議の協議会は、活動火山対策に関する関係機関相互間の連絡を図るとともに、火山現象に関する調査研究を促進するように努めなければならない。

(削る)

(削る)

2 (略)

3 火山現象により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域とする都道府県の都道府県防災会議又はその協議会は、火山対策に関する関係機関相互間の連絡を図るとともに、火山現象に関する調査研究を促進するように努めなければならない。

(警戒避難体制の整備)

第二十条 火山現象により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域をその区域とする都道府県の都道府県防災会議又はその協議会及び当該地域をその区域とする市町村の市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長)又はその協議会は、地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。)において、火山現象に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他当該火山現象による災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めなければならない。

(火山現象に関する情報の伝達等)

第二十一条 国は、火山現象に関する観測及び研究の成果に基づき、火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を関係都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対処するべき措置について、関係のある指定地方行政機関(災害対策基本法第二条第四号に

第三十一条 (略)

附則

1 (略)

(国の無利子貸付け等)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十四条の規定により国がその費用について補助することができる施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十四条の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3・4 (略)

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、第二十四条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

規定する指定地方行政機関をいう。）の長、指定地方公共機関（同条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。）、市町村長その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

3 市町村長は、前項の通報を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をすることができる。

第二十二条 (略)

附則

1 (略)

(国の無利子貸付け等)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第十三条の規定により国がその費用について補助することができる施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十三条の規定により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3・4 (略)

5 国は、附則第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、第十三条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6

(略)

6

(略)

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 ～ 4 （略） 5 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設の整備（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）<u>第二十四条</u>の規定により国がその費用について補助することができる同条に規定する施設の整備を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。 6 ～ 12 （略）	附 則 1 ～ 4 （略） 5 国は、当分の間、前項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設の整備（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）<u>第十三条</u>の規定により国がその費用について補助することができる同条に規定する施設の整備を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。 6 ～ 12 （略）

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。 一〇四 （略） 五 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十四条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第十九条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画 六〇八 （略）	第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。 一〇四 （略） 五 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）<u>第三条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第八条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経営施設整備計画</u> 六〇八 （略）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条（略） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十二 （略） 十三 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。 十四〇六十二 （略）	（所掌事務） 第四条（略） 2 （略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十二 （略） 十三 避難施設緊急整備地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び降灰防除地域（同法第十二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。 十四〇六十二 （略）